

学校法人京都産業大学インターネット及び学内ネットワーク利用に関する対策基準

制 定 平成18年4月1日

最近改正 平成22年10月1日

(趣旨)

第1条 この対策基準は、学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ規程（以下「規程」という。）第4条に基づき、学校法人京都産業大学の設置する学校（以下「学校」という。）において、電子メールの利用やWebページの閲覧・公開など、インターネット及び学内ネットワーク利用に関して、安全を保つための基本的な事項を定める。

(対象)

第2条 この対策基準の対象者は、規程第3条で定めるすべての利用者とする。

(脅威)

第3条 この対策基準の想定する脅威は、以下のとおりである。

- (1) 法に違反すること
- (2) 正当な理由なく他者に不利益を与えること
- (3) 利用者又は学校が不利益をこうむること

(対策基準)

第4条 学内ネットワークを利用して、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 学校の目的を逸脱する行為
- (2) 学校の品位をおとしめる行為
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした行為で本学の趣旨から外れたもの
- (4) 自己の個人情報をみだりに公開する行為
- (5) 他者の個人情報を許可なく公開する行為
- (6) 著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為又はその恐れのある行為
- (7) 名誉・肖像権等の人格権を侵害する行為又はその恐れのある行為
- (8) 誹謗、中傷などの行為
- (9) 他人になりすます行為
- (10) その他の人権を侵害する行為
- (11) インターネット及び学校内外のネットワークの正常な維持、運営を妨げる行為
- (12) 学校内外のサービスの正常な維持、運営を妨げる行為
- (13) その他、法令に違反する行為又は違反する恐れのある行為

2 学内ネットワークを利用するためのユーザIDを有する者は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) ユーザIDを貸与する行為
- (2) パスワードの管理を怠る行為

3 学内ネットワークの利用時における対策基準は、以下のとおりとする。

- (1) 個人情報又は機密情報が含まれるデータを許可なく学外へ通信してはならない。
- (2) 信頼できないWebサイト等のサーバへアクセスしてはならない。
- (3) 意図しないソフトウェアの実行やインストールを行わないようにするため、利用中に現れる警告画面には注意を払わなければならない。

- (4) メール添付ファイルやインターネットからダウンロードしたファイル等のネットワークを通じて取得したファイルを利用する場合は、事前にウイルス検査等安全性を確認しなければならない。
- (5) USBメモリーやCD-R等の記録媒体に保存されているファイルを受取り、利用する場合は、事前にウイルス検査等安全性を確認しなければならない。
- (6) コンピュータウイルス・ワーム等を発見した時又はその感染が疑われる時には、そのコンピュータの管理者に報告しなければならない。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ委員会で決定する。

附 則

この対策基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。